

第196回国会における森林環境税(仮称)に関する主な質疑

創設の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ○ パリ協定の枠組みのもとでの我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、 ○ 森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、 ○ 今国会で成立した森林経営管理法を踏まえ、創設
使途	<p>国民一人一人が等しく負担を分かち合って国民皆で森林を支える仕組として、都市部の住民を含めた国民全体の理解を得る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>市町村……間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」 都道府県……「森林整備等を実施する市町村の支援等に関する費用」</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域の実情に応じて法令に定める予定の範囲</u>(「森林整備及びその促進に関する費用」の範囲)で事業を幅広く弾力的に実施できるもの。 ・ 地方譲与税なので、国として使途の詳細な範囲で示すことは馴染まない。 <u>市町村等が検討する上で参考となる事例等の紹介を通じて地方団体に助言。</u> ○ 上記使途の範囲の中で、個別の使途に関して言及したもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が行う森林の公的な管理や新たな森林管理システムの円滑な実施。 ・ 境界の確定 ・ 公有林の整備 ・ 都市と山村の連携による森林整備 ・ 竹材利用促進のための加工業者への支援 ・ 森林環境教育
既存の施策との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林吸収源対策等の目標の達成のため、国の予算事業と森林環境税による双方の取組により森林整備を一層推進。
府県の超過課税との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林環境税(仮称)の課税は、国民負担等を考慮し平成36年度からとなるが、この間に、各府県等が実施しているすべての超過課税が、その期限又は見直し時期を迎えることになるので、関係府県においては、森林環境税(仮称)を前提とした自らの超過課税のあり方を御議論いただきたい。 ○ 森林環境税と府県の超過課税がそれぞれの役割分担のもとで効果的に活用されるよう、情報提供や意見交換。
<参考> 森林整備等に関する市町村の体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域林政アドバイザー制度の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県職員OB、林野庁職員OBの参画 ○ 近隣市町村との連携による事業実施 ○ 市町村職員を対象とした研修 ○ 施策の重要性や体制の構築について市町村長への説明 ○ 都道府県による事務の代替執行

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るために、地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称) 及び森林環境譲与税(仮称) を創設。

＜基本的な枠組み＞

- ・ 森林環境税(仮称)は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合つて、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収。
- ・ 森林環境税(仮称)は、地方の固有財源として、その全額を、譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。森林環境譲与税(仮称)については、法令上使途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

＜時期及び規模等＞

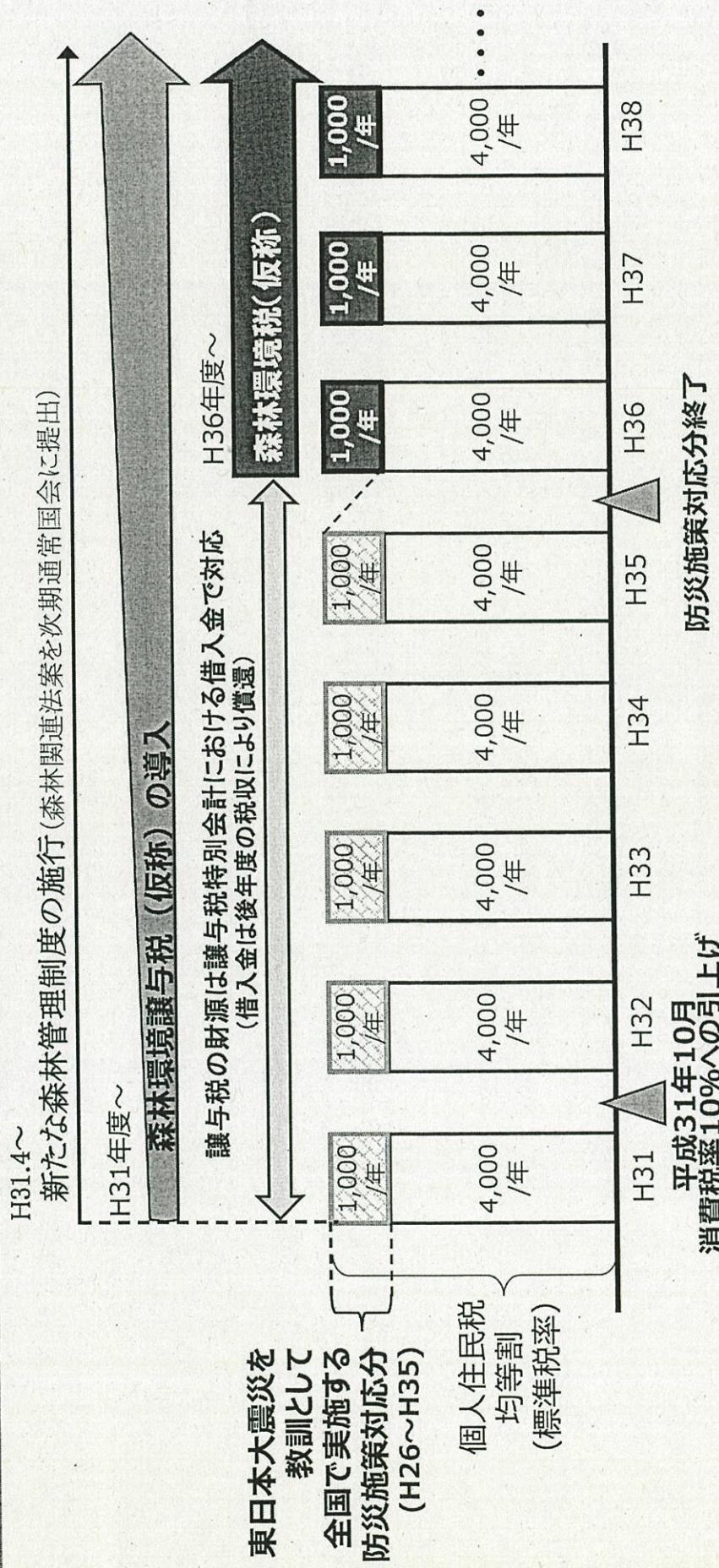
- ・ 森林環境税(仮称)については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる事業量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。

一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)の譲与は、平成31年度から行う。

・ 平成35年度までの間ににおける譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入により対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

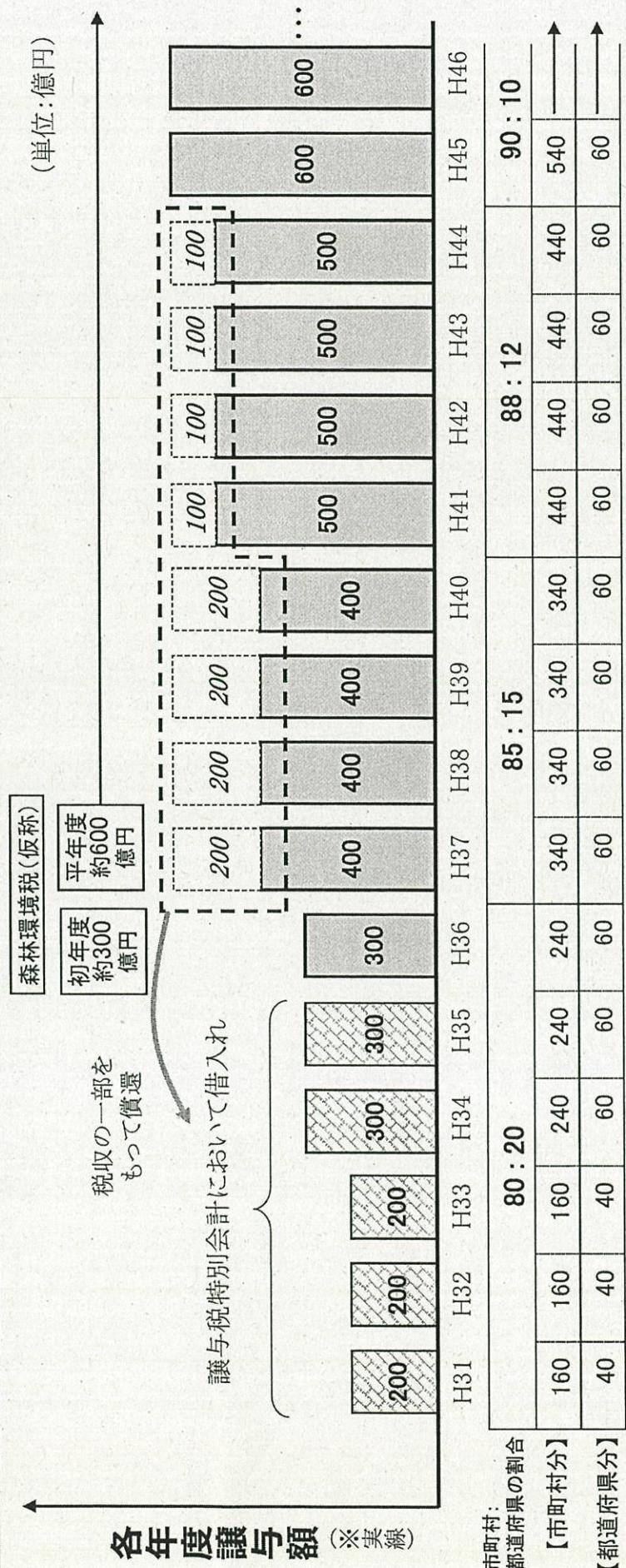
森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)のフレーム

- 平成36年度から森林環境税(仮称)の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
 - 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から議与。
 - 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の収税を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入金により対応。借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の収税の一部をもって確実に償還。
- *次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税(仮称)の創設を含め、以上の内容を一體として法案化し、平成31年通常国会に提出。



森林環境譲与額(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するよう借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 用途の対象となる費用と相關の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案しない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行わられるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となることが見込まれる。

都道府県の割合	市町村:					80 : 20					85 : 15					88 : 12					90 : 10				
【市町村分】	160	160	160	240	240	340	340	340	340	340	440	440	440	440	440	440	440	440	440	540	540				
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60				

50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
20% : 林業就業者数
30% : 人口

市町村分 ————— 市町村と同じ基準
都道府県分 ————— 都道府県と同じ基準

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

平成36年度から施行

国

交付税及び譲与税

税

付

税

税

会計

森林環境譲与税(仮称)

私有林人工林面積(林野率により補正)、林業就業者数、人口により按分

都道府県

●市町村の支援等

都道府県

インターネットの利用等
により用途を公表

市町村

- 間伐(境界画定、路網の整備等を含む)
- 人材育成・担い手確保
- 木材利用促進、普及啓発等

インターネットの利用等
により用途を公表

公益的機能の発揮

水源涵養機能

災害防止・国土保全機能

地球温暖化
防止機能

納税義務者

約6,200万人

平成31年度から施行

国

交付税及び譲与税

税

付

税

会計

森林環境税(仮称)

(賦課徴収は市町村が行う)

都道府県

●市町村の支援等

市町村

●市町村の支援等

市町村

- 間伐(境界画定、路網の整備等を含む)
- 人材育成・担い手確保
- 木材利用促進、普及啓発等

注:一部の団体においては超過課税が実施されている。

公益的機能の発揮

水源涵養機能

災害防止・国土保全機能

地球温暖化
防止機能

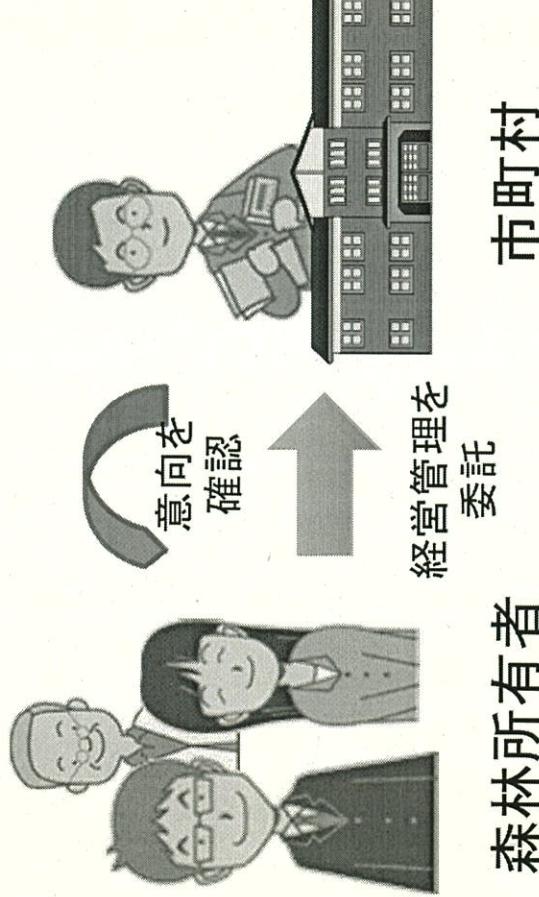
納税義務者

約6,200万人

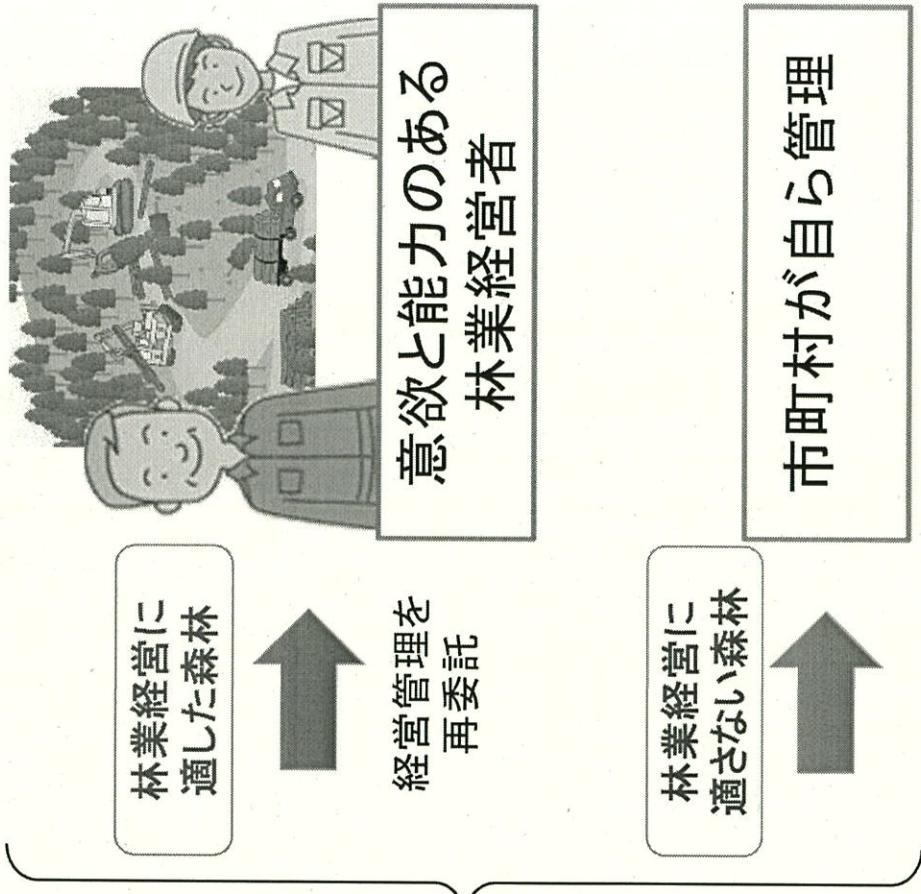
狙い①

森林経営管理制度（新たな森林管理制度）とは

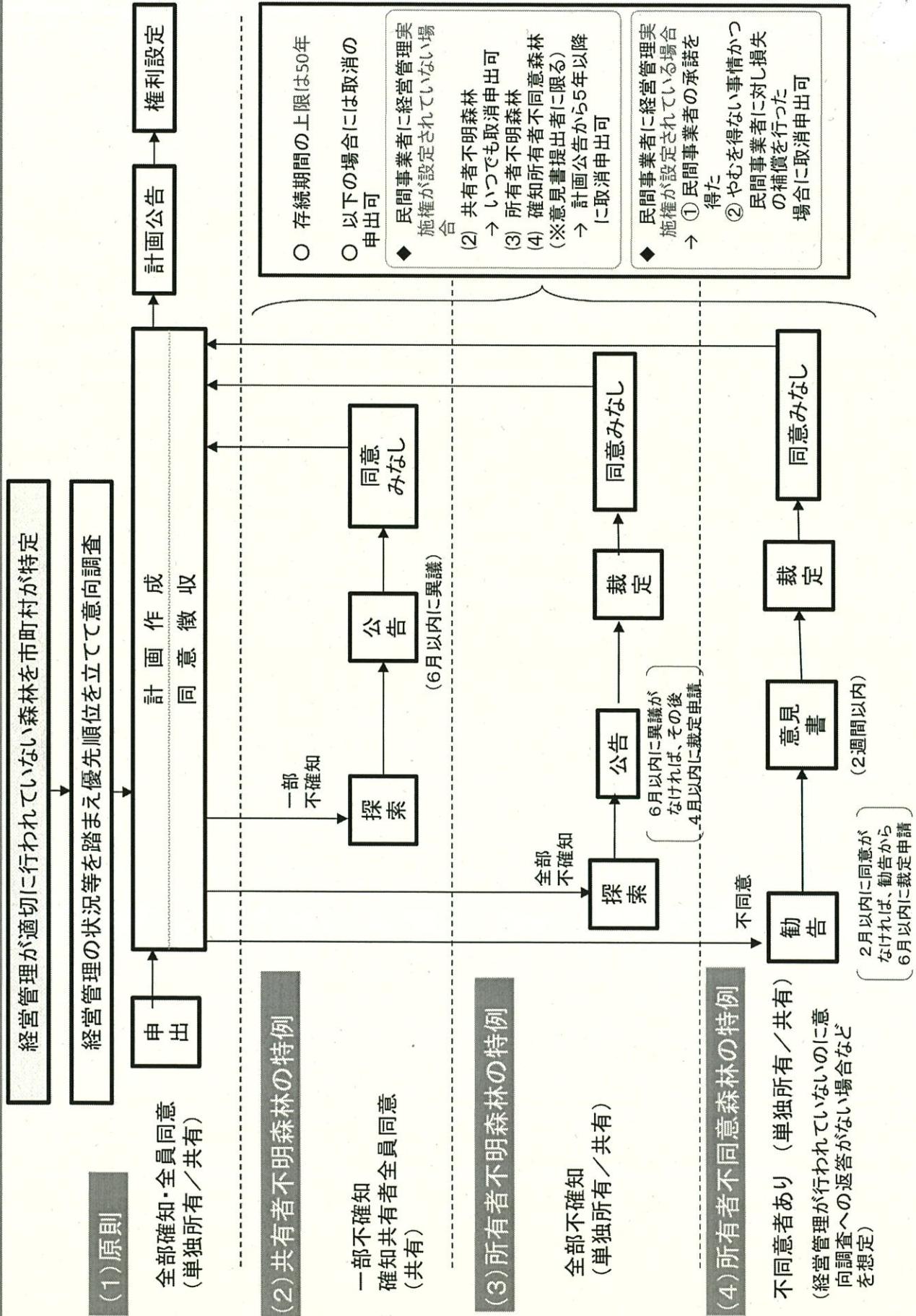
経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と
林業経営者をつなぐシステムを構築し
担い手を探す



併せて、所有者不明森林の問題
にも対応



所有者不明森林等への対応



狙い② 森林の経営管理の現状と将来像

森林の経営管理の現状と将来像

既に集積・集約化されているのは
約1／3

私有
人工林
従来の取組
に加え、新たな制度により
整備

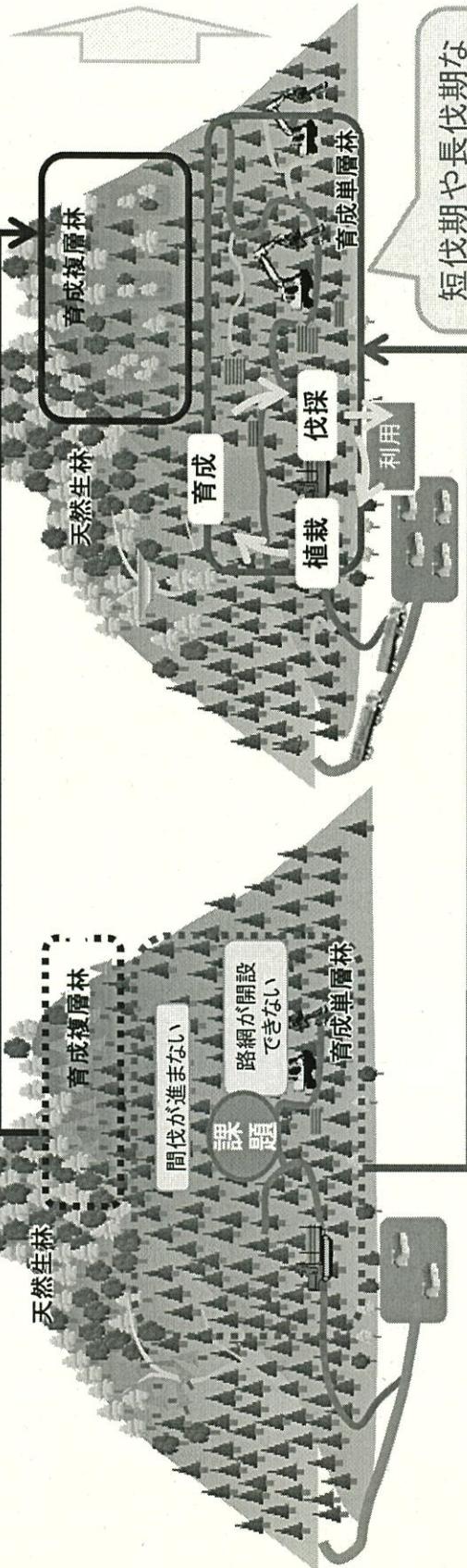
＜多様で健全な森林の整備のイメージ＞

自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林は、管理コストの低い針葉混交林(スギや広葉樹が混じり合った森林など)等へ誘導。

現状

目標

多様で健全な森林へ誘導



自然条件などが良くなれば、森林経営の集積・
集約化、路網整備を進めて、林業的利用を積極展開。

狙い③ 森林経営管理制度により期待される効果

森林経営管理制度による効果

市町村 (地域全体)	<ul style="list-style-type: none">○ 林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずにつに放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与。○ 間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与。	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村が介在してくれることにより、長期的に安心して所有森林を任せられる。○ 意欲と能力ある林業経営者が、所有森林の経営管理を行うことにより、所有森林からの収益の確保が期待できる。	<ul style="list-style-type: none">○ 多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながる。○ これまで手がつけられなかつた所有者不明森林も整備ができるようになり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施できる。
---------------	---	--	---

森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

